

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第29号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が勤務時間等条例第9条の4第1項又は給与等条例第26条の9第1項に規定する超勤代休時間（以下「超勤代休時間」という。）、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇をいう。）、修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）及び高齢者部分休業（職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項（勤務時間等条例第16条の2</p>	<p>第19条 月額で定められている特殊勤務手当（手当の額をその作業に従事した日数に応じ日割りにより算出した額に相当する額とする場合のと畜検査手当（以下「日割りによると畜検査手当」という。）を除く。）の支給を受ける職員が勤務時間等条例第9条の4第1項又は給与等条例第26条の9第1項に規定する超勤代休時間（以下「超勤代休時間」という。）、有給休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する年次休暇、病気休暇及び特別休暇をいう。以下同じ。）、休職、専従許可、停職等によりその者がその月において勤務すべき日における勤務しなかった日数（欠勤（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項の規定により給与を減額される場合をいう。）、介護休暇（勤務時間等条例第12条又は給与等条例第26条の12第1項に規定する介護休暇をいう。）、<u>第2号部分休業（職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）第20条の2に規定する第2号部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をいう。）</u>、修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号。以下「修学部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）及び高齢者部分休業（職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号。以下「高齢者部分休業条例」という。）第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。）により勤務しなかった日数を除く。また、有給休暇については、その期間に含まれる休日等（給与条例第31条第1項又は給与等条例第27条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。以下同じ。）を除く。）の合計が10日を超えた場合は、その給与期間の分として受けるべき特殊勤務手当の額は、その勤務した日数に応じ日割計算により支給する。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第32条 給与条例第31条第1項、給与等条例第27条第1項、勤務時間等条例第16条第3項（勤務時間等条例第16条の2</p>

	<p>第3項において準用する場合を含む。)、職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)第21条、修学部分休業条例第4条又は高齢者部分休業条例第5条の規定によりその給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第24条の規定の例による。</p>
<p>2 (特殊勤務記録簿等)</p> <p>第16条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>多学年学級担当手当、漁ろう手当、用船手当、航海手当、水産教育実習指導手当及び教育業務連絡指導手当</u> 特殊勤務手当整理簿</p> <p>2 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条 [略]</p>	<p>(特殊勤務記録簿等)</p> <p>第16条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>漁ろう手当、用船手当、航海手当、水産教育実習指導手当及び教育業務連絡指導手当</u> 特殊勤務手当整理簿</p> <p>2 [略]</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、職員が給与期間の中途において給与条例第40条の2第2項第1号又は給与等条例第31条の2第2項第1号に掲げる校務を分掌し、又は分掌しなくなった場合におけるその給与期間の分として受けるべき義務教育等教員特別手当の額(義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年岩手県人事委員会規則第20号)第4条第2項の規定による加算額に限る。)</u>については、当該校務を分掌する職員として勤務した日数に応じ日割計算により支給する。</p> <p><u>3 前項に規定する額の支給を受ける職員が給与期間の中途において死亡した場合におけるその給与期間の分として受けるべき当該額については、給与期間の途中で退職したものとみなして、第1項の規定を適用する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- この規則(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和7年10月1日から適用する。